

(別紙)

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書	国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書

改正後	改正前
<p data-bbox="183 193 1126 268">「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」の記載要領</p> <p data-bbox="183 316 1126 539">この届出書は、特例国税関係帳簿（※）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告書等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第8条第4項（（過少申告加算税の軽減措置）の規定（以下「本規定」といいます。）の適用を受けようとする場合に使用してください。</p> <p data-bbox="183 547 1126 659">なお、この届出書は適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿を規則第5条第5項の要件に従って保存する場合に提出することができます。</p> <p data-bbox="183 667 1126 1436">※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第5条第1項（（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第58条第1項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）、法人税法施行規則第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）</p>	<p data-bbox="1126 193 2072 268">「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」の記載要領</p> <p data-bbox="1126 316 2072 539">この届出書は、特例国税関係帳簿（※）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告書等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第8条第4項（（過少申告加算税の軽減措置）の規定（以下「本規定」といいます。）の適用を受けようとする場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1126 547 2072 659">なお、この届出書は適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿を規則第5条第5項の要件に従って保存する場合に提出することができます。</p> <p data-bbox="1126 667 2072 1090">※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第5条第1項（（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第58条第1項（取引に関する帳簿及び記載事項）、法人税法施行規則第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）又は消費税法第30条第7項（仕入れに係る消費税額の控除）、第38条第2項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第38条の2第2項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第58条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。</p>

改 正 後		改 正 前
<p>又は消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。</p> <p>（注）上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、次の表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。</p>		
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項	
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	<p>① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項</p> <p>② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）</p> <p>③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する減価償却資産及び同法第 20 号に規定する繰上資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項</p> <p>④ 収入に関する事項</p> <p>⑤ 費用に関する事項</p>	
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	<p>① 手形上の債権債務に関する事項</p> <p>② 売掛金（未加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項</p> <p>③ 買掛金（未加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項</p> <p>④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）</p> <p>⑤ 減価償却資産等に関する事項</p> <p>⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項</p> <p>⑦ 仕入れその他費用に関する事項</p>	
事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	<p>① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）</p> <p>② 減価償却資産等に関する事項</p> <p>③ 収入に関する事項</p> <p>④ 費用に関する事項</p>	

改正後		改正前	
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の代採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項		
1 届出期限 (省 略)		1 届出期限 (同 左)	
2 提出先 (省 略)		2 提出先 (同 左)	
3 提出部数 (省 略)		3 提出部数 (同 左)	
4 各欄の記載要領		4 各欄の記載要領	
項目	欄	項目	欄
-	(規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)	-	(規則第5条第4項において準用する規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)
1	根拠税法	1	根拠税法
	本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の保存義務等を規定している税法の文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、法人税法と消費税法(又は所得税法と消費税法)など複数の税法により保存義務等が規定されている特例国税関係帳簿のときは、複数の税法の文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。		本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の保存義務等を規定している税法の文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、法人税法と消費税法(又は所得税法と消費税法)など複数の税法により保存義務等が規定されている特例国税関係帳簿のときは、複数の税法の文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。
	名称等		名称等
	名称等の空白欄には、「総勘定元帳」及び「仕訳帳」以外の特例国税関係帳簿を作成している場合に、その作成している補助帳簿等について記載してください。 なお、特例国税関係帳簿の名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項を記載してください。 ※ 適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿について記載してください。		名称等の空白欄には、「総勘定元帳」及び「仕訳帳」以外の特例国税関係帳簿を作成している場合に、その作成している補助帳簿等について記載してください。 なお、特例国税関係帳簿の名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項を記載してください。 ※ 適用を受けようとする税目に係る全ての帳簿について記載してください。

改正後		改正前	
	備付け及び保存に代える日	備付け及び保存に代える日	本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の電磁的記録等の備付け及び保存をもってその特例国税関係帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。 原則として課税期間の初日となります。 なお、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付け及び保存に代える日とする場合には、その日を備付け及び保存に代える日とする理由を「2(2) その他参考となる事項」欄に次のように記載してください。 【記載例】○年○月○日に開業する予定のため。
2	(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要	(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要	届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムについて、該当する□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。 なお、()内は、メーカー名及び商品名又は委託先を記載してください。
	(2) その他参考となる事項	(2) その他参考となる事項	届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムについて、該当する□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。 なお、()内は、メーカー名及び商品名又は委託先を記載してください。
			令和4年1月1日前において現に令和3年度の税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿(以下「承認済国税関係帳簿」といいます。)について、令和4年1月1日以後に令和3年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととする場合には、取りやめようとする承認済国税関係帳簿の種類等を記載してください(※この場合には、改めて承認済国税関係帳簿の承認取りやめの届出書を提出する必要はありません。) 【記載例】○年○月○日に承認を受けた次の国税関係帳簿について、○年○月○日以後保存する国税関係帳簿についてはその承認を取りやめ、令和3年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととしましたので、届け出ます。 ・総勘定元帳、仕訳帳、売掛金元帳、買掛金元帳、…(承認済国税関係帳簿の種類)

改正後

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書
 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

税務署受付印

※整理番号

令和 年 月 日

住所又は居所
(個人の場合)
〒 (電話番号 - - -)

名称 (番号)

法人番号

氏名
(個人の場合)
 代表者氏名

代表者住所
(個人の場合)
 (電話番号 - - -)

税務署長殿
(所轄外税務署長)

税務署長殿
(届出第5条第4項において準用する届出第2条第10項の規定を適用して届出する理由)

年 月 日以後保存等を行う国税関係帳簿について、法第8条第4項の特例の適用を取りやめますので、規則第6条第2項の規定により届け出ます。
 ・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日

年 月 日以後保存等を行う次の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧法第7条第1項の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類	届出の年 月 日	保存方法	納税地等 (上段) 保存場所 (下段)
根拠税法 名称 等	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

3 その他参考となる事項

「旧法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」
 保存している ・ 廃棄した

税理士署名

同時提出届出書	回 付 先	整理簿
個人 (消費・資産・資料・法人 (消費・源泉 課税・酒)	管理 課税 個人・資産・資料・法人・源泉 課税・酒・届	
通信日付印 確認 入力年月日 入力担当者	番号確認 (簡章)	
年 月 日	年 月 日	

(1/1)

改正前

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書
 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

税務署受付印

※整理番号

令和 年 月 日

住所又は居所
(個人の場合)
〒 (電話番号 - - -)

名称 (番号)

法人番号

氏名
(個人の場合)
 代表者氏名

代表者住所
(個人の場合)
 (電話番号 - - -)

税務署長殿
(所轄外税務署長)

税務署長殿
(届出第5条第4項において準用する届出第2条第10項の規定を適用して届出する理由)

年 月 日以後保存等を行う国税関係帳簿について、法第8条第4項の特例の適用を取りやめますので、規則第5条第2項の規定により届け出ます。
 ・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日

年 月 日以後保存等を行う次の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧法第7条第1項の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類	届出の年 月 日	保存方法	納税地等 (上段) 保存場所 (下段)
根拠税法 名称 等	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

3 その他参考となる事項

「旧法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」
 保存している ・ 廃棄した

税理士署名

同時提出届出書	回 付 先	整理簿
個人 (消費・資産・資料・法人 (消費・源泉 課税・酒)	管理 課税 個人・資産・資料・法人・源泉 課税・酒・届	
通信日付印 確認 入力年月日 入力担当者	番号確認 (簡章)	
年 月 日	年 月 日	

(1/1)

改正後	改正前
<p>「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領</p> <p>この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。</p> <p>① 特例国税関係帳簿(※)に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」といいます。)に記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「法」といいます。)第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用をやめようとして、税務署長(又は税関長)にその旨を届け出る場合。</p> <p>※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。)第5条第1項((軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿))に規定する特例国税関係帳簿(所得税法施行規則第58条第1項(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(財務大臣の定める取引に関する事項(注)の記載に係るものに限り。)、法人税法施行規則第54条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(手形(融通手形を除きます。))<u>上の債権債務に関する事項、売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)</u>その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。)、買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。))その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号(定義)に規定する有価証券(商品であるものを除きます。)に関する事項、<u>同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。)</u>その他収入に関する事項及び仕入れその他経費(賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。)に関する事項の記載に係るも</p>	<p>「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領</p> <p>この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。</p> <p>① 特例国税関係帳簿(※)に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」といいます。)に記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「法」といいます。)第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用をやめようとして、税務署長(又は税関長)にその旨を届け出る場合。</p> <p>※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。)第5条第1項((軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿))に規定する特例国税関係帳簿(所得税法施行規則第58条第1項(取引に関する帳簿及び記載事項)、法人税法施行規則第54条(取引に関する帳簿及び記載事項)又は消費税法第30条第7項(仕入れに係る消費税額の控除)、第38条第2項(売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)、第38条の2第2項(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除)及び第58条(帳簿の備付け等)に規定する帳簿)をい</p>

改正後	改正前								
<p>のに限ります。)又は消費税法第30条第7項(仕入れに係る消費税額の控除)、第38条第2項(売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)、第38条の2第2項(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除)及び第58条(帳簿の備付け等)に規定する帳簿)をいいます。</p> <p>(注) 上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、次の表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 523 383 587">所得税に係る帳簿の種類</td> <td data-bbox="383 523 1126 587">財務大臣の定める取引に関する事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 587 383 852">不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿</td> <td data-bbox="383 587 1126 852"> ① 手形(融通手形を除きます。以下、本表において同じです。)上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰上資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 852 383 1214">事業所得(農業から生ずる所得を除きます。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿</td> <td data-bbox="383 852 1126 1214"> ① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金(未加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ③ 買掛金(未加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。)その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1214 383 1374">事業所得(農業から生ずる所得に限ります。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿</td> <td data-bbox="383 1214 1126 1374"> ① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項 </td> </tr> </table>	所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項	不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形(融通手形を除きます。以下、本表において同じです。)上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰上資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項	事業所得(農業から生ずる所得を除きます。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金(未加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ③ 買掛金(未加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。)その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項	事業所得(農業から生ずる所得に限ります。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項	
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項								
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形(融通手形を除きます。以下、本表において同じです。)上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰上資産(以下、本表において「減価償却資産等」といいます。)に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項								
事業所得(農業から生ずる所得を除きます。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金(未加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ③ 買掛金(未加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。)に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。)その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項								
事業所得(農業から生ずる所得に限ります。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項								

改正後		改正前
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の代採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項	
<p>② 所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」といいます。）により電磁的記録若しくはCOMによる保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている国税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は国税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合。</p>		<p>② 所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」といいます。）により電磁的記録若しくはCOMによる保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている国税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は国税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合。</p>
<p>1 届出期限等 （省 略）</p>		<p>1 届出期限等 （同 左）</p>
<p>2 各欄の記載要領 （省 略）</p>		<p>2 各欄の記載要領 （同 左）</p>

改正後	改正前
<p>国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書 (様式省略)</p> <p>「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領</p> <p>この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。</p> <p>① 特例国税関係帳簿(※)に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」といいます。)に記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「法」といいます。)第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の適用を受ける旨の届出書に記載した事項の変更をしようとして、税務署長(又は税関長)にその旨を届け出る場合。</p> <p>※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。)第5条第1項((軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿))に規定する特例国税関係帳簿(所得税法施行規則第58条第1項(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(財務大臣の定める取引に関する事項(注)の記載に係るものに限り。)、法人税法施行規則第54条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(手形(融通手形を除きます。))<u>上の債権債務に関する事項、売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。)</u>その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。)、買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。))その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号(定義)に規定する有価証券(商品であるものを除きます。)に関する事項、</p>	<p>国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書 (同 左)</p> <p>「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領</p> <p>この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。</p> <p>① 特例国税関係帳簿(※)に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」といいます。)に記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「法」といいます。)第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の適用を受ける旨の届出書に記載した事項の変更をしようとして、税務署長(又は税関長)にその旨を届け出る場合。</p> <p>※ 特例国税関係帳簿…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。)第5条第1項((軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿))に規定する特例国税関係帳簿(所得税法施行規則第58条第1項(取引に関する帳簿及び記載事項)、法人税法施行規則第54条(取引に関する帳簿及び記載事項)又は消費税法第30条第7項(仕入れに係る消費税額の控除)、第38条第2項(売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)、第38条の2第2項(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除)及び第58条(帳簿の備付け等)に規定する帳簿)をいいます。</p>

改正後		改正前
<p>同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限り、又は消費税法第30条第7項（仕入れに係る消費税額の控除）、第38条第2項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第38条の2第2項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第58条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿をいいます。</p> <p>（注）上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、次の表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。</p>		
所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項	
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	<p>① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項</p> <p>② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）</p> <p>③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項</p> <p>④ 収入に関する事項</p> <p>⑤ 費用に関する事項</p>	
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	<p>① 手形上の債権債務に関する事項</p> <p>② 売掛金（未加工工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項</p> <p>③ 買掛金（未加工工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項</p> <p>④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）</p> <p>⑤ 減価償却資産等に関する事項</p> <p>⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項</p> <p>⑦ 仕入れその他費用に関する事項</p>	

改正後		改正前
<p>事業所得(農業から生ずる所得に限ります。)を生ずべき業務につき備え付ける帳簿</p>	<p>① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項</p>	
<p>山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿</p>	<p>① 債権債務に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。) ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するもの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項</p>	
<p>② 所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「旧法」といいます。)により電磁的記録又はCOMによる保存等(以下「電磁的記録等による保存等」といいます。)の承認を受けている国税関係帳簿(以下「帳簿」といいます。)又は国税関係書類(以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。)について、申請書(申請書に添付した書類を含みます。)に記載した事項(帳簿書類の種類を除きます。)の変更をしようとして、税務署長(又は税関長)にその旨を届け出る場合。</p> <p>1 届出期限等 (省略)</p> <p>2 各欄の記載要領 (省略)</p>		<p>② 所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「旧法」といいます。)により電磁的記録又はCOMによる保存等(以下「電磁的記録等による保存等」といいます。)の承認を受けている国税関係帳簿(以下「帳簿」といいます。)又は国税関係書類(以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。)について、申請書(申請書に添付した書類を含みます。)に記載した事項(帳簿書類の種類を除きます。)の変更をしようとして、税務署長(又は税関長)にその旨を届け出る場合。</p> <p>1 届出期限等 (同左)</p> <p>2 各欄の記載要領 (同左)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="183 193 1126 311"> 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類） （様式省略） </p> <p data-bbox="183 351 1126 422"> 「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）」の記載要領 </p> <p data-bbox="183 470 1126 1045"> この届出書は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第4条第3項の規定により国税関係書類（以下「書類」といいます。）に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられている場合におけるその書類と同一の種類書類又は所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」といいます。）第4条第3項の承認を受けている書類と同一の種類書類のうち、書類に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代える日（以下「基準日」といいます。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下、「過去分重要書類」といいます。）の電磁的記録によるスキャナ保存をする場合（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第2条第9項の規定の適用を受けようとする場合）に使用してください。 </p> <p data-bbox="183 1093 369 1165"> 1 届出期限 （省 略） </p> <p data-bbox="183 1204 369 1276"> 2 提出先 （省 略） </p> <p data-bbox="183 1316 369 1388"> 3 提出部数 （省 略） </p>	<p data-bbox="1126 193 2072 311"> 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類） （同 左） </p> <p data-bbox="1126 351 2072 422"> 「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）」の記載要領 </p> <p data-bbox="1126 470 2072 1045"> この届出書は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第4条第3項の規定により国税関係書類（以下「書類」といいます。）に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられている場合におけるその書類と同一の種類書類又は所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」といいます。）第4条第3項の承認を受けている書類と同一の種類書類のうち、書類に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代える日（以下「基準日」といいます。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下、「過去分重要書類」といいます。）の電磁的記録によるスキャナ保存をする場合（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第2条第9項の規定の適用を受けようとする場合）に使用してください。 </p> <p data-bbox="1126 1093 1310 1165"> 1 届出期限 （同 左） </p> <p data-bbox="1126 1204 1310 1276"> 2 提出先 （同 左） </p> <p data-bbox="1126 1316 1310 1388"> 3 提出部数 （同 左） </p>

改正後

4 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	(規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)	この届出書を所轄外務署長を経由して提出する場合には、その理由を記載してください。
1	根拠税法	届出しようとする書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。なお、届出しようとする書類が、法人税法と消費税法(又は所得税法と消費税法)など複数の税法により保存義務等が規定されている書類のときは、複数の税法の名称を記載してください。 【記載例】所得税法、法人税法、消費税法
	名称等	届出しようとする書類の名称(名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項)を記載してください。この場合、本店のほか事業部又は事業所ごとに書類を作成している場合で、一部の書類について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成部署が明らかとなるように記載してください。 ※ 既に法第4条第3項の規定により書類に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられているもの又は旧法第4条第3項の承認を受けている書類である必要があります。 ※ 従前において、既に同一種類の過去分重要書類について届出をしている場合には、同一種類の過去分重要書類について再度この届出書を提出することはできません。 【記載例】 ①契約書、納品書、領収書、請求書 ②契約書(本店及び〇〇支店)、△△支店の納品書 ③契約書の写し、領収書の写し、請求書の写し ④契約書の写し(本店及び〇〇支店)、△△支店の領収書の写し
	ファイル形式	例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載してください。
	基準日((承認を受けた)保存に代える日)	法第4条第3項の規定により書類に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられているもの又は旧法第4条第3項の承認を受けている書類の「書類の保存に代える日」を記載してください。
2	その他参考となる事項	

改正前

4 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	(規則第2条第10項の規定を適用して提出する理由)	この届出書を所轄外務署長を経由して提出する場合には、その理由を記載してください。
1	根拠税法	届出しようとする書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。なお、届出しようとする書類が、法人税法と消費税法(又は所得税法と消費税法)など複数の税法により保存義務等が規定されている書類のときは、複数の税法の名称を記載してください。 【記載例】所得税法、法人税法、消費税法
	名称等	届出しようとする書類の名称(名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項)を記載してください。この場合、本店のほか事業部又は事業所ごとに書類を作成している場合で、一部の書類について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成部署が明らかとなるように記載してください。 ※ 既に法第4条第3項の規定により書類に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられているもの又は旧法第4条第3項の承認を受けている書類である必要があります。 【記載例】 ①注文書、納品書、見積書、請求書 ②注文書(本店及び〇〇支店)、△△支店の納品書 ③注文書の写し、納品書の写し、見積書の写し、請求書の写し ④注文書の写し(本店及び〇〇支店)、△△支店の納品書の写し
	ファイル形式	例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載してください。
	基準日((承認を受けた)保存に代える日)	法第4条第3項の規定により書類に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられているもの又は旧法第4条第3項の承認を受けている書類の「書類の保存に代える日」を記載してください。
2	その他参考となる事項	

改正後	改正前
<p>国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 (様式省略)</p> <p>「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領 (省略)</p>	<p>国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 (同 左)</p> <p>「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領 (同 左)</p>